

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

さがしふくしじむしょ
佐賀市福祉事務所



せいかつ ほ ご しんせい こく민 けんり
生活保護の申請は国民の権利です。
せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい
生活保護を必要とする可能性はどなたにも
あるものですので、ためらわずにご相談ください。

せいかつ ほ ご 1. 生活保護とは

びょうき けが しんしん しょうがい こうれい おやかてい りゆう じゅうぶん しゅうろう せたい
病気やケガ・心身の障害・高齢・ひとり親家庭などの理由で、十分な就労ができず、世帯
の収入が少なく生活に困っている家庭（世帯単位）に、国が健康で文化的な最低限度の生活
を保障しながら、自分たちの力で生活できるようになるための手助けをする制度です。
つぎ のうりよく しさん かつよう じぶん ちから せいかつ
次のような能力や資産を活用しても、自分たちの力では、生活ができないときに生活保護
を受けることができます。

- はたら ひと のうりよく おう はたら
(1) 働ける人は、能力に応じて働く。
- しさんなど たと じどうしゃ とち たてもん ほうせき ききんぞく う か
(2) 資産等（例えば、自動車、土地、建物、宝石、貴金属など）で売ったり貸したりでき
るものは、生活のために利用する。

ほ ご しんせい しさんなど りよう まえ おこな
※ 保護の申請は、資産等を利用する前でも行うことができます。

- よちよきん せいめいほけん ごじょかい かくしゅ しゃかいほけん ねんきん てあて りよう
(3) 預貯金、生命保険、互助会、各種の社会保険・年金・手当など、利用できるものは、
すべて生活のために利用する。（各種の社会保険…健康保険・雇用保険・労災補償保険・
介護保険など）
- ふようぎむしゃ おや こ きょうだいしまい そふぼ まご えんじよ よういくひ
(4) 扶養義務者（親・子ども・兄弟姉妹・祖父母・孫など）からの援助（養育費をもら
うなどや緊急連絡先になるなど）が受けられる場合には、できるだけ援助をしてもらう。

せいかつ ほ ご しんせい かいしび 2. 生活保護の申請・開始日

せいかつ ほ ご う せいかつふくしか しんせい ひつよう ほう じょう
生活保護を受けるためには、生活福祉課への申請が必要です。（法7条）

しんせい ひと ① ほ ご ひつよう ひと ② ふようぎむしゃ ③ どうきょ しんぞく
※申請できる人・・・①保護を必要とする人 ②扶養義務者 ③同居の親族

せいかつ ほ ご げんそく しんせい ひいこう かつ せいかつ こま じょうたい
生活保護は、原則として、申請された日以降で、その方が生活に困っている状態にあると、
福祉事務所が判定した日（通常は申請日）から開始になります。

せいかつ ほ ご き かつ 3. 生活保護の決め方

せいかつ ほ ご しんせい かつていほうもん ひつよう ちょうさ
生活保護の申請をされるとケースワーカーが家庭訪問をして、必要な調査をします。また、
せいかつほごほう もと かくしゅ ちょうさ おこ
生活保護法に基づく各種の調査も行ないます。

ふくしじむしょ ちょうさ せいかつほご かいし けつてい ちょうさ
福祉事務所は、この調査をもとに生活保護を開始すべきかどうかの決定をしますので、調査
には協力してください。

生活保護費は、国が定めた「保護の基準」と「世帯の収入」を比べて計算します。
「保護の基準」から「世帯の収入」を差し引いた金額を扶助します。(月単位)

4. 生活保護の種類

- (1) 生活扶助 ……衣食その他、日常生活のために必要な経費
- (2) 教育扶助 ……義務教育を受けるのに必要な費用 (教材費、給食費など)
- (3) 住宅扶助 ……家賃・地代等、住居の維持のために必要な費用
- (4) 医療扶助 ……病気やけがで医療機関にかかる費用や通院にかかる交通費
- (5) 介護扶助 ……介護保険の要介護者、要支援者の介護に必要な費用
- (6) 出産扶助 ……出産のための費用
- (7) 生業扶助 ……高校等の就学費、仕事を始めたり仕事を習うときの費用
- (8) 葬祭扶助 ……喪主として葬祭を行う場合に必要な費用

5. 保護費の支給は

保護費は、毎月定められた日(支給日)に支給します。
支給日以外の日には、保護費の支給はできません。



6. 地区担当員

それぞれの地区を担当する地区担当員(ケースワーカー)は、生活保護を決定実施するための家庭訪問や、生活の維持向上のための助言等を行います。

ケースワーカーには秘密を守る義務がありますので、職務で知り得た個人のプライバシーを他に漏らすことはありません。

わからないことや困ったことは、遠慮なく担当ケースワーカーに相談してください。

7. 民生委員

民生委員は、生活保護をはじめ福祉全般についての協力者として、地域の人たちの相談にのっています。民生委員には秘密を守る義務がありますので、困ったことがありましたら安心して相談してください。

8. 生活保護を受ける人の権利(法56条・57条・58条)

- (1) 正当な理由なく、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- (2) 保護金品には、租税、その他の公課を課せられることはありません。
- (3) 保護金品、または保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。

9. 生活保護を受ける人の義務（法59条～63条）

- (1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (2) 働ける方は、能力に応じて働いてください。
- (3) 健康の保持及び増進に努め、常に支出の節約を図るなどして、自分の生活を維持・向上させる努力をしてください。
- (4) 病気やケガの療養中の方は、自立に向けて治療に専念してください。
- (5) 次の場合は、すぐに福祉事務所（担当ケースワーカー）に届け出てください。
- ・ 収入が増えたり、減ったりしたとき
 - ・ 仕事を始めるとき、仕事をかわったとき
 - ・ 入院・退院したとき
 - ・ 家族が増えたり、減ったりしたとき
 - ・ その他、日常生活に変わったことがあったとき
- (6) 福祉事務所が指定した書類（収入申告書、資産申告書、求職活動報告書、給与証明書など）を定期的に提出しなければなりません。
- (7) 交通事故に遭った場合は、すぐに福祉事務所に報告してください。
（示談金等は、原則として福祉事務所に返還してもらわなければなりません。）
- (8) 次のような行為は、厳に慎んでいただかなければなりません。
- ・ 認められていない自動車・バイクの運転や所持（他者の車の使用も不可）
 - ・ 他からの借金（借金は、原則、収入として認定されます。）
 - ・ 住宅に世帯員以外の者を長期間居住させること
 - ・ 住宅以外で長期間生活すること（入院・入所を除く）
 - ・ 主治医の指示以上の日数、医療機関にかかること
 - ・ 福祉事務所に届け出なく、生命保険や損害保険の契約をすること
- (9) 保護を実施する上で必要な、福祉事務所の指導や指示には従わなければなりません。
次のような場合には、文書での指導指示が行なわれます。
- ・ 認められていない自動車・バイクの運転をしたとき（他者の車の使用も含む）
 - ・ 病気やケガの治療に専念しないとき
 - ・ 働ける状態にあるのに働こうとしないときや、働いていても本人の能力や健康状態などから、十分な収入を得ているとは認められないとき
 - ・ 活用（売却・賃貸等）できる資産があるのに、活用しないとき
 - ・ 支出の節約を図るなどの、生活の維持向上に努力しないとき



※ 以上の義務が守れない場合や指導・指示に従われない場合には、生活保護の変更・停止・廃止になることがあります。

10. 医療機関にかかる場合

- (1) 病気やケガの治療で医療機関にかかりたいときは、福祉事務所や各支所の窓口で診療依頼券（傷病届）を取りに来てください。同じ症状等で、毎月通院している場合には、診療依頼券（傷病届）は必要ありません。
- (2) 緊急で福祉事務所や各支所に来ることができない場合には、電話などで担当ケースワーカーに連絡してください。（夜間・休日の場合には、翌日または休日明けに連絡してください。）

11. 保護費の返還と徴収（法63条・78条・85条）

- (1) 資力がありながら保護を受けたときは、返還しなければなりません。
- (2) 収入が有りながら申告をしなかったり、収入を少なく申告したり、多額の預貯金を隠していたりする等の不正な手段により保護を受けたときは、不正受給として、費用徴収の処分、保護の停止・廃止・変更や刑事罰、その他の罰則を受けることがあります。

12. 保護の決定に不服がある場合（法64条）

生活保護制度には、当然に受けられるべき保護が正当な理由なく受けられなかったときや、福祉事務所の決定した保護の内容に違法な点があると考えられるときは、県知事に不服申し立てをすることができる制度があります。

13. 生活保護を受けると申請により減免されるもの・資格を失うもの

- (1) 国民年金の掛金（国民年金係に申請）
- (2) N H K 放送受信料（N H K 佐賀放送局に申請）
- (3) 市県民税・原付バイクにかかる軽自動車税（納期限前に市民税課に申請）
- (4) 固定資産税・都市計画税（納期限前に資産税課に申請）
- (5) 高校の授業料（高校の事務室に申請）
- (6) 国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証は、生活保護を受けている期間は使えませんので、市役所の保険年金課に返してください。（資格喪失）



（お問い合わせ先）

佐賀市福祉事務所	生活福祉課
佐賀市役所 1階	1～3番窓口
電話 40-7259	（直通）
40-7261	（直通）
40-7262	（直通）
40-7263	（直通）

せいかつほごかさん 生活保護加算について



その人の状況によって生活費に追加される加算があります。

加算にはいろいろな条件がありますので、わからないことがあれば、地区担当のケースワーカーにご相談ください。加算するためには届出が必要です。

しょうがいしゃかさん 障害者加算

障害者加算は、身体障害者手帳1～3級、精神障害者手帳1～2級を取得されている方、また相当の方で、条件により対象となります。

そのほか、在宅で日常生活の全てにおいて家族が介護している世帯が、条件により対象となります。条件が当てはまるのに届出をされていない方は手帳の写しを提出してください。

ぼしかさん 母子加算

母子加算は、ひとり親の世帯を対象としている加算です。名称は母子加算ですが、父子家庭も対象です。

じどうよういくかさん 児童養育加算

児童養育加算は、18歳未満（高校を卒業する3月末まで）の児童、生徒がいる世帯を対象としている加算です。

ほうしゃせんしょうがいしゃかさん 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、障害者加算とは別に、放射線が原因で障がいがある方を対象としている加算です。

かいごせつにゆうしょしゃかさん 介護施設入所者加算

かいごせつにゆうしょしゃかさん かいごせつ にゆうしょ かと たいしょう
介護施設入所者加算は、介護施設に入所している方を対象としている
かさん しせつない りょう びようひん しこうひん きょうようごらくひん こうにゆう
加算です。施設内での理容や美容品、嗜好品、教養娯楽品などの購入を
そうてい しきゅう ぼしかさん しょうがいしゃかさん しきゅう
想定して支給されます。ただし、母子加算、障害者加算が支給されている
かと たいしょうがい
方は対象外です。

にんさんぶかさん 妊産婦加算

にんさんぶかさん にんしんちゆう さんご げつまた げつ かと たいしょう
妊産婦加算は、妊娠中と産後3か月又は6か月までの方を対象にして
かさん にんしんちゆう さんご えいよう ひといちばいひつよう かさんこうもく
いる加算です。妊娠中と産後は栄養が人一倍必要となるため、加算項目に
ふく
含まれています。

ざいたくかんじゃかさん 在宅患者加算

ざいたくかんじゃかさん ざいたく りょうよう かと たいしょう かさん
在宅患者加算は、在宅で療養している方を対象としている加算です。
りょうよう ひつよう えいようほきゅう もくてき しきゅう
療養のために必要となる栄養補給などを目的として支給されます。

た かさん その他の加算

- かいごほけんりょうかさん さいいじょう ふつうちょうしゅう かと かいごほけんりょうそうとうがく
○介護保険料加算：65歳以上で普通徴収の方には、介護保険料相当額
かさん
を加算します。
- とうきかさん だんぼうひ がつ がつ かさん
○冬季加算：暖房費などにあててもらうため、11月～3月に加算します。

かさん じょうけん あてはまるばあいは、かならずとどけで ひつよう
加算の条件に当てはまる場合は、必ず届出が必要です。

せいかつほごほうだい じょう せいかつほご
<生活保護法第61条>生活保護を受けている方は、収入
やししゅつ たせいけい じょうきょう へんどう
や支出その他生計の状況について変動があったときは、
すみやかに福祉事務所に届け出なければなりません。

(お問い合わせ先)

さがしふくじむしょ せいかつふくじか
佐賀市福祉事務所 生活福祉課

0952-40-7263 (一係)

0952-40-7262 (二係)

0952-40-7259 (三係)

0952-40-7261 (四係)